

(表 面)

<p>第百十八条 第九十一条第一項(第九十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。)又は第百一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前項の罰金刑を科する。</p>	<p style="text-align: center;">確定給付企業年金 実施事業所検査証・基金検査証 企業年金連合会検査証</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 150px; margin: 20px auto; text-align: center;"> <p>写 真</p> </div> <p style="text-align: right;">官職又は職名 氏 名 (年 月 日生)</p>
---	---

(裏 面)

<p>第 号 年 月 日交付</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 80px; margin: 20px auto; text-align: center;"> <p>厚生労働大臣、 地方厚生局長 又は地方厚生 支局長印</p> </div>	<p style="text-align: center;">確定給付企業年金法(抄)</p> <p>第九十条 厚生労働大臣は、終了した規約型企業年金又は解散した基金について必要があると認めるときは、その清算事務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして当該終了した規約型企業年金に係る実施事業所若しくは基金の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定によって質問を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第百一条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業主等又は連合会に対し、その事業の実施状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして事業主等若しくは連合会の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。</p> <p>2 第九十条第二項の規定は前項の規定による質問及び検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。</p>
---	--

(備考) この証は、A列7番の大きさとし、厚紙を用い、中央の点線のところから二つ折とすること。